

大 個 審 第 15 号
(答 申 第 383 号)
令 和 4 年 9 月 27 日

大 阪 府 知 事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 丸山 敦裕

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う
大阪府個人情報保護条例の改正について (答 申)

大阪府個人情報保護条例 (平成 8 年大阪府条例第 2 号) 第 57 条 第 1 項の
規定により、令和 4 年 8 月 22 日 付 情 公 第 1431 号 で 諮 問 が あ り ま し た 「 個
人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 の 改 正 に 伴 う 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 の 改 正 に
つ い て 」 は 、 審 議 の 結 果 、 次 の と お り 答 申 し ま す 。

はじめに

これまで、大阪府においては、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、個人の権利利益の保護を図ってきたところであるが、今回の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）等の改正により、個人情報保護法制が一元化され、法が直接適用されることとなった。

今回、諮問のあった法改正に伴う条例改正については、法の適切な施行に資するとともに、法改正により府民へ不利益な影響を生じさせることのないよう、これまでの条例における権利利益の保護の考えを前提に、改正された法との整合性を図りつつ審議を行った結果、以下のとおり答申をまとめたものである。

大阪府においては、この答申をもとに、速やかに条例改正に取り組み、かつ、必要な措置を講じられるよう望むものである。

1 趣旨

条例の趣旨について、これまでは条例で個人情報保護制度について定めていたところ、法改正により、個人情報保護制度については法が直接適用され、条例は法を適切に施行するためのものとなることから、条例の趣旨として、法の施行に必要な規定を定めるものと規定することが適当である。

2 定義

- (1) 条例における用語の定義について、これまでは条例で定義を定めていたところ、法改正により、条例は法を適切に施行するためのものとなることから、条例の用語は法によるものと規定することが適当である。

また、条例の適用関係を明確化し、これまでの運用を維持するため、条例の適用対象となる知事などの府の機関の定義として「実施機関」の用語を定義することが適当である。

- (2) 法は、法第2条第3項において要配慮個人情報を規定し、加えて法第60条第5項において、条例要配慮個人情報は「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定める記述等が含まれる個人情報」として、条例で定めるものとされている。

- (3) 条例要配慮個人情報については、規定する効果が実施機関の内部管理の範囲に留まることや府として地域特性等を踏まえた規定の必要性が認められなかったことにより、規定しないこととするのは適当である。

ただし、今後の社会情勢の変化により、地域特性に鑑みて設定する必要がある場合は規定を検討することが適当である。

- (4) 死者情報については、法で「個人情報」を生存する個人に関する情報に限定したことから「個人情報」には該当しなくなるため、死者に関する

る情報のうち、生存する特定の個人に関する情報であって、当該生存する特定の個人を識別することができる場合を除き、法の対象から除外され、個人情報として取り扱うことはできないとのことであるが、これまでも死者情報を生存する個人情報と同様に保護してきた経緯を踏まえ、改正後も慎重な取扱いを求めるものである。

3 府民の責務

府民の責務について、法改正後も法の目的や規範に反することがなく、府民の権利義務に実体的な影響を与えない限りにおいては、条例に規定することを否定されるものではない。

これまで、条例においては、府民が個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利義務を侵害することのないよう努める旨を規定していたところ、法改正後においても、その必要性に変わりはないことから、広く団体や法人等を含む府民の責務について、規定することが適当である。

4 個人情報取扱事務登録簿の作成等

個人情報ファイル簿について、法第75条第1項の規定により、作成及び公表が義務付けられる。

これまで、条例においては、すべての個人情報取扱事務について登録簿を作成し、一般の縦覧に供するとしていたところ、法では、個人情報によって識別される特定の個人数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象外とされている。

この点、法改正後においても個人情報ファイル簿に加えて、個人情報取扱事務の登録及び縦覧を行うことは認められていることから、本人数が1,000人未満の個人情報ファイルについても、引き続き府民等が実施機関における個人情報の取扱状況を確認することができるよう、これまでの運用を維持するため、個人情報取扱事務登録簿の作成及び一般の縦覧に供することを規定することが適当である。

5 条例での不開示事由の規定

法第78条第2項において、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものを条例で規定することを許容している。

不整合となる可能性がある項目を検討したところ、いずれの項目も法の適用によって同様の取扱いが可能であると解されることから、条例で不開示事由について新たに規定しないことが適当である。

6 開示決定等の期限

開示決定等の期限について、法第83条において、開示請求があった日から30日以内（さらに30日の期間延長が可能）とされている。

これまで、条例においては15日以内（さらに15日の期間延長が可能）としており、法の規定をそのまま適用することとすると、請求者にとって不利益な変更となる。この点、法改正後においても、期限の設定は、30日以内の任意の期間とすることは認められていることから、法改正により請求者に不利益を及ぼすことのないよう、開示決定等の期限について、期間計算は法に合わせ、15日（さらに15日の期間延長が可能）と規定することが適当である。

7 訂正請求・利用停止請求の開示決定前置

法第90条第1項及び法第98条第1項において、訂正請求と利用停止請求について対象となる個人情報、開示決定を事前に受けているものとして規定している。

一方、これまで条例においては、対象となる個人情報の開示決定を受けていることを要件とせず、府民が広く自己の情報について訂正請求・利用停止請求を行うことができるとしていたところ、法の規定どおり開示決定を事前に行うという運用とすれば、府民に手続の負担を課すこととなる。

このことから、訂正請求と利用停止請求について開示決定を受けていることを要件としないこととするのが適当である。

8 是正の申出

是正の申出について、法に定めはないが、法改正後も、制度を設けること自体は否定されていない。

これまで、条例においては、自己に関する個人情報の取扱いについて、実施機関に取扱いの是正を申し出ることができ、実施機関より、必要に応じて審議会へ諮問したうえで、申出に対する措置を通知する制度を設けていた。

府民が自己に関する個人情報の取扱いの是正を申し出ることができる制度を設けることは否定されていないことから、府民にとって不利益な変更とならないよう、これまでの運用を踏まえ、法との整合性を図る限りにおいて、是正の申出制度について規定することが適当である。

9 審議会

審議会については、法第105条第3項において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項又は第2項の機関と位置付けられ、行政不服審査法の調査審議の手続に関する規定が適用されることとなる。

これまで、条例においては、審査請求に係る手続に関し、行政不服審査法の

調査審議の手續に関する規定とともに、独自に審議会における調査審議に必要な事項を規定しているところ、これまでの運用を維持するため、審議会における調査審議に必要な事項について規定することが適当である。

また、法第 129 条において、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができるとしている。

現行条例においては、個人情報の収集制限の例外や目的外の利用提供の例外について審議会に諮問し、意見を求めてきたところであるが、法改正により、法の解釈は個人情報保護委員会が一元的に担うこととなった。しかし、審議会の専門的な知見を活用する観点から、個人情報の取扱いに係るルール作りについては、法第 129 条に基づいて条例の制定改廃、安全管理措置の基準の制定、個人情報取扱に関する運用上の細則の制定に当たっては、審議会に諮問し意見を求めることが適当である。

なお、個人情報保護委員会によると、現行条例において審議会に諮問をしていた個別の事案に関し、法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、改正法の趣旨に反し、許容されないとのことであるが、当審議会は、法の規定やこれまで審議会が果たしてきた役割を踏まえ、個別の事案について審議会に諮問できないとする運用は適当ではないと考える。

実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、速やかに個人情報保護委員会に対して法第 166 条の規定による技術的な助言を求めることはもちろんのこと、引き続き審議会の知見を活用する方法を検討されたい。

10 開示請求等に係る手数料

開示請求に係る手数料について、国の行政機関等においては、開示手数料（行政文書 1 件当たり 300 円など）を設定し、地方公共団体においては、法第 89 条第 2 項により実費の範囲内において条例で定める額を納めなければならないとされている。

これまで、条例においては、個人情報の開示請求権が、個人の権利利益の保護を図り基本的人権の擁護に資するものであることや、個人情報の保護は行政の責務であり、他の行政事務と同様に公費で賄われるべきものと考えられることから、開示手数料は設定せず、開示文書の写しの交付について、受益と負担の適正を確保する観点から、請求権行使の制限とならない実費相当額（例 単色刷り 1 枚 10 円）の負担を求めている。

この考え方は法改正前後で変わるものではなく、国としても手数料の標準額を定めるものではないことから、法改正により府民負担が増加し、府民の権利を損なうことのないよう、これまでの運用を維持するため、開示手数料は無料とし、実費相当額を求めることが適当である。

11 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料については、法第119条第3項及び第4項において、実費を勘案して政令で定める額（法施行令第31条第4項及び第5項）を標準として条例で定める額とされている。

政令で定める標準額と異なるものを定める場合には、地方公共団体の特殊事情や実費の相違等の合理的な理由が必要となるところ、本制度は法施行により新たに導入されるものであり、大阪府において現状特段の事情は認められないことから、政令で定める標準額どおり規定することが適当である。

12 運用状況の公表

法の施行の状況については、法第165条第2項において個人情報保護委員会が地方公共団体の法の施行状況を取りまとめ、その概要を公表するものとされている。

これまで、条例においては、制度の運用状況について毎年1回公表するとしていたところ、個人情報保護制度の透明性の確保の観点により、個人情報保護委員会による公表に加え、引き続き大阪府の各実施機関における状況を公表することが望ましいことから、運用状況の公表について規定することが適当である。運用状況の公表に当たっては、法第166条の規定に基づく個人情報保護委員会からの技術的な助言に係るやり取り等について、可能な限り公表内容に含めるなど、府民に対し、透明性の高い行政運営を維持するようにされたい。

（調査審議を行った委員）

丸山敦裕、島田佳代子、重本達哉、竹村登茂子、西上治、三成美保、布施匡章、海道俊明、西村枝美